

七飯町 第29号

農業委員会だより

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局（役場内）
〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号
電話番号：65-2519

★編集委員 杉村 久悦／澤田 雄一
岩崎 和彦／青山 誠
宮本 猛

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第34回	令和8年3月25日(水)	役場201会議室	3月11日(水)	3月18日(水)
第35回	令和8年4月24日(金)	役場201会議室	4月10日(金)	4月17日(金)
第36回	令和8年5月25日(月)	役場201会議室	5月11日(月)	5月18日(月)
第37回	令和8年6月24日(水)	役場201会議室	6月10日(水)	6月17日(水)
第1回	令和8年7月21日(火)	役場101会議室	—	—
第2回	令和8年7月21日(火)	役場101会議室	7月7日(火)	7月14日(火)
第3回	令和8年8月26日(水)	農業委員会会議室	8月12日(水)	8月19日(水)
第4回	令和8年9月25日(金)	農業委員会会議室	9月11日(金)	9月18日(金)

農業委員会
総会開催予定

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局（☎65-2519）までお問い合わせください。

(お知らせ)
全国農業新聞の購読について
暮らしと経営に活きる情報

全国農業新聞

毎週金曜日にお届けします
全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。

◆毎週金曜 発行
◆購読料は月額900円(年間10,800円)
※購読料は令和8年4月から月額700円から900円に改定になりました。
※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局(☎65-2519)までお気軽にお問い合わせください。

内容	件数
売買 (第3条)	4件
賃貸借 (第3条)	0件
売買 (促進計画)	6件
賃貸借 (促進計画)	11件
使用貸借 (促進計画)	6件
合意解約 (第18条)	4件
転用 (第4条)	0件
転用 (第5条)	0件
現況証明	38件

第28回 令和7年9月25日総会、
第32回 令和8年1月23日総会まで

農業委員会総会で
決まったこと

あっせん情報 (令和8年1月時点)

買いたい(田)	借りた(田)	貸したい(田)
大沼町(田) 1件(畑) 2件	大沼町(田) 1件(畑) 2件	大沼町(田) 1件(畑) 2件
仁山(田) 9件	仁山(田) 9件	仁山(田) 9件
時下(畑) 2件	時下(畑) 2件	時下(畑) 2件
藤城(畑) 5件	藤城(畑) 5件	藤城(畑) 5件
上藤城(畑) 5件	上藤城(畑) 5件	上藤城(畑) 5件
鶴野(畑) 4件	鶴野(畑) 4件	鶴野(畑) 4件
豊田(畑) 2件	豊田(畑) 2件	豊田(畑) 2件
中島(畑) 4件	中島(畑) 4件	中島(畑) 4件
中野(畑) 2件	中野(畑) 2件	中野(畑) 2件
大川(畑) 7件	大川(畑) 7件	大川(畑) 7件
大中山(畑) 21件	大中山(畑) 21件	大中山(畑) 21件
飯田町(畑) 2件	飯田町(畑) 2件	飯田町(畑) 2件
緑川(畑) 5件(畑) 6件	緑川(畑) 5件(畑) 6件	緑川(畑) 5件(畑) 6件
鳴川(畑) 3件	鳴川(畑) 3件	鳴川(畑) 3件
桜町(畑) 3件(畑) 1件	桜町(畑) 3件(畑) 1件	桜町(畑) 3件(畑) 1件
大沼町(田) 1件	大沼町(田) 1件	大沼町(田) 1件
仁山(田) 2件	仁山(田) 2件	仁山(田) 2件
上藤城(田) 1件(畑) 5件	上藤城(田) 1件(畑) 5件	上藤城(田) 1件(畑) 5件
鶴野(田) 4件	鶴野(田) 4件	鶴野(田) 4件
中島(畑) 1件	中島(畑) 1件	中島(畑) 1件
中野(畑) 2件(畑) 2件	中野(畑) 2件(畑) 2件	中野(畑) 2件(畑) 2件
大中山(畑) 2件	大中山(畑) 2件	大中山(畑) 2件
緑川(畑) 1件	緑川(畑) 1件	緑川(畑) 1件
鳴川(畑) 1件	鳴川(畑) 1件	鳴川(畑) 1件

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者への売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談ください。

農地は一度耕作を中止すると数年のうちに、その原形が分からなくなるほど荒れてしまいます。

活動二報一告

農業委員会視察研修

道内

令和7年9月4日～5日

昨年の9月4日から5日にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員合わせて14名が視察研修を実施しました。今回の研修では札幌市・北広島市・千歳市を訪れ、乳製品の製造工場を見学したほか、スマート農業に関する研修や、農業散布ドローンの体験も行いました。

作況調査

町内一円で実施

令和7年9月12日

農作業の本格的な収穫を迎えた9月に、例年実施している作況調査を行いました。町内各地の農作物の生育状況を確認することができました。

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金

6つのポイント

- 1 農業者なら広く加入できる
- 2 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
- 3 保険料の国庫補助あり
- 4 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
- 5 社会保険料控除など税制面での優遇措置
- 6 終身年金(早く亡くなっても80歳までの分は保証付き)

詳しくは ■ 農業委員会・JA新はこだて 七飯営農センター 七飯支店までどうぞ

お知らせ

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

令和8年7月の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を改選します。応募期間や受付期間につきましては広報ななえ4月号に掲載します。また、七飯町ホームページでもお知らせいたします。何かご不明な点等ございましたら、七飯町農業委員会までご連絡ください。

農地の賃貸借・使用貸借契約に伴う土地改良区賦課金について

農地の賃貸借・使用貸借に伴う土地改良区賦課金について、基本的には借主(耕作者)が賦課金を負担することにとなりますので、今後農地の賃貸借・使用貸借を行う際の参考とさせていただきます。

農地転用について

農地を農地以外の用途で使用することを農地の「転用」といいます。転用する場合は農業委員会の許可を受ける必要があります。「転用」の予定がある場合は農業委員会にご相談ください。※市街化区域内の農地の場合は届出となります。※違反転用をすると法律で罰せられる場合があります。

お願い

農地所有適格法人報告書の提出について

農地所有適格法人は、農地法第6条の規定により、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業の状況を記した「農地所有適格法人報告書」を農地の所在する全ての農業委員会に提出しなければならぬ義務があります。(複数の市町村の農地を使用している場合は、その全ての市町村へ提出することになります。)

例えば決算期が12月未済の場合には、翌年の3月末までに提出しなければなりません。

農地法では原則として、農地所有適格法人以外の法人には、農地の所有を認めず、報告書が未提出の場合は、農地所有適格法人としての資格確認ができなくなります。また、その結果、事業状況を把握することができないため、農地台帳の整備や営農証明などの発行事務に支障をきたしますので、期限内の報告をお願いします。

お願い

農地の売買・賃貸借の場合には農業委員会へ相談を

農地の売買・贈与・賃貸借などを行う場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為は、無効となりますのでご注意ください。なお、農地の売買・賃貸については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の方法もあります。詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

農地の賃借料情報

七飯町内で令和7年1月から令和7年12月までに締結された賃借料水準を公表いたします。農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。(農地法第52条・情報の提供等)

農地の賃貸借契約をしようとする方の目安となるよう、実際に締結された賃貸借契約の賃借料をもとに作成した「農地賃借料情報」を参考に貸し手と借り手が十分な話し合いを行い、農地の賃借料を決定してください。地域区分は表のとおりです。

- 七飯地区 本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大中山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山
- 大沼地区 大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

1 田(水稻)の部 (金額は10a当たり)				
締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	件数
七飯方面	10,800円	20,000円	6,617円	27
大沼方面	8,400円	10,004円	4,993円	6
2 畑(普通畑)の部 (金額は10a当たり)				
締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	件数
七飯方面	9,200円	12,085円	6,617円	15
大沼方面	5,900円	10,000円	4,583円	6

3 畑(果樹地・りんご)の部 実績なし

※平均金額は算出結果を四捨五入して100円単位で算出しています。